（平成23年3月24日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　1 件

国民年金関係　　1 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　3 件

厚生年金関係　　3 件

秋田国民年金　事案 769

第１　委員会の結論

申立人の昭和 60 年７月から 61 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 20 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 60 年７月から 61 年３月まで

私は 20 歳で国民年金に加入して以降、未納なく国民年金保険料を納付してきたと思っていた。結婚後、妻が病気となり妻の保険料が免除される昭和 62 年７月の前までは、妻の分と一緒に保険料を納付していたが、妻の保険料が免除とされた後は、自分の保険料だけ納付してきた。納付が遅れて督促されてから納めたことが数回あったが、未納は無いはずなので、調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は９か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、当初、夫婦二人分とも納付していなかったが、その後に過年度保険料の納付書が送付されてきて、その時に納付した。納付書が送付されてきた時点で、妻は障害基礎年金を受給していたので、私の保険料だけを納付した。その後も何度か過年度保険料の納付書が送付されてきたが、その都度納付してきた記憶がある。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立人の妻の障害基礎年金が裁定された昭和 62 年７月より前の期間について、納付日が確認できる 59 年４月以降の保険料は、全て夫婦共に同日に納付されていることが確認できる上、申立人の 60 年１月から同年３月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻のオンライン記録から、妻に対して昭和 62 年７月に申立期間の過年度保険料の納付書が作成されたことが確認でき、同様に未納で

あった申立人に対しても申立期間の過年度保険料の納付書が作成されたものと推認できることから、その時点で妻が障害基礎年金を受給していたので、自身の保険料のみを納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田厚生年金　事案 1023

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和９年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 34 年 10 月６日から 36 年５月５日まで

私は、前の会社を辞めた昭和 34 年 10 月６日から次の会社に勤める 36 年５月５日まで、Ａ株式会社Ｂ支店に勤務し、Ｃ営業所で仕事をしていた。当時の同僚は、同社での厚生年金を受給していると言っているが、私の厚生年金保険の加入記録は無い。同社ほどの大きな会社が、従業員を厚生年金保険に加入させていないことはないと思うので、調査してほしい。

（注）　申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社Ｂ支店では、「当時の資料を保管していないため申立人の当社での在籍等については確認できない。」と回答しているものの、当時の複数の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人は同社同支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、Ａ株式会社Ｂ支店Ｃ営業所において、勤務していたことが確認できる同僚５人は、「会社では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させなかった。」と証言している上、オンライン記録によると、これらの同僚は、入社後、最短で６か月、最長で５年後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人を記憶している同僚一人は、「私は入社から２、３年後に厚生年金保険に加入した。申立人は私より後に入社し、２年ぐらい勤務していた記憶はあるが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と述べている。

さらに、Ａ株式会社Ｂ支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金

保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金　事案 1024

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正 15 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 20 年１月から 21 年 10 月まで

私は、昭和 20 年１月から 21 年 10 月まで、Ａ事業所に正職員として勤務した。一緒に勤務した上司や同僚の氏名を記憶しており、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が記憶する３人の同僚のうち、連絡が取れた一人の証言から、申立期間当時、申立人はＡ事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、Ａ事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 10 月１日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記の同僚は、「私は、昭和 20 年 10 月からＢ事業所に異動する 21 年４月までＡ事業所に勤務していたが、その期間は共済組合に加入した記録となっている。」と述べているところ、Ｃ共済組合では、「申立期間当時、Ａ事業所の正職員は共済組合に加入していたが、36 年４月１日前に退職し、その勤務期間が 20 年未満である者の場合は、退職一時金を支給する規定となっており、退職一時金の請求権は、退職から３年以内に請求が無い場合には時効消滅する規定となっていた。」と回答していることから、申立人は申立期間当時、厚生年金保険ではなく、共済組合に加入していたことが推認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金　事案 1025

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 25 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成３年５月 21 日から８年８月６日まで

私は、申立期間については、株式会社Ａに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。会社は平成８年７月に倒産したが、同年６月頃に社会保険事務所（当時）の担当者が、「会社の登録はあるが厚生年金保険料の入金が無い。」とのことで集金に来たことを覚えている。当時は子供が小さく、健康保険証を使った記憶があり、社会保険が完備していた会社だったはずなので、調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

株式会社Ａの当時の代表取締役社長及び同僚の証言から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Ａが厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない上、当時の同社の代表取締役社長は、「会社は厚生年金保険に加入していなかったので、従業員は国民年金と国民健康保険に加入していた。給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚６人のうち、年金記録が確認できた３人は、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できるところ、当該３人のうち連絡が取れた一人は、「株式会社Ａは厚生年金保険に加入していなかったので、国民年金と国民健康保険に加入していた。給与から厚生年金保険料の控除は無かった。」と証言している。

さらに、Ｂ市町村への照会結果から、申立人は申立期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。